

障害者の雇用について

法定雇用率

『障害者の雇用の促進等に関する法律』では「**障害者雇用率制度**」が設けられており、常用雇用労働者数が56人以上の民間企業の事業主は、常用雇用労働者数の1.8%以上の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）を雇用しなければならないとされています。

障害者とは

- ★**身体障害者**：身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」の交付を受けている者
- ★**知的障害者**：都道府県知事又は政令指定都市長が発行する「療育手帳」（「愛護手帳」という場合もあります）の交付を受けている者又は知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者
- ★**精神障害者**：精神保健福祉法に基づく「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者又は統合失調症、うつ病、てんかんにかかっているとして医師の診断を受けた者
ただし、法定雇用率の算定対象となるのは当該手帳の交付を受けている者のみです。

特例子会社

障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられますが、事業主が障害者の雇用に配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣の認定を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、親会社が雇用する労働者数に加えることができます。

特例子会社では、障害者の受入に当たり親会社と異なる労働条件の設定が可能であり、障害特性に配慮した設備投資の集中化等ができ、障害者の職業能力を十分に引き出しやすいメリットがあります。

〈特例子会社等設立促進助成金（平成21年2月6日以降の設立から適用）〉

対 象：特例子会社として失業中の身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主

支給金額：

雇用障害者数		10～14人	15～19人	以降5人増えるごとに
支給額	初年度	2,000万円	3,000万円	1,000万円加算
	2、3年度	1,000万円	1,500万円	500万円加算

トライアル雇用

ハローワークの紹介により、障害者を3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することで、その間相互理解を深め、その後の常用雇用への意向や雇用のきっかけ作りを図ります。

また、トライアル雇用中に対象労働者の適正や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうか決めることができます。

- ★**トライアル雇用申込**：トライアル雇用に係る求人は、事業所を管轄するハローワークで受け付けます。
- ★**トライアル雇用実施期間**：3ヵ月間（期間中に中断し、常用雇用に移行することも可能です）
- ★**奨励金の支給額**：対象者1人当たり月額4万円（1ヶ月の就労日数が所定労働日数の3/4以上の場合）
ただし、支給要件を審査の上、トライアル雇用終了後の支給となります。

〈ステップアップ雇用奨励金〉

精神障害のある方を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況を見ながら、徐々に就業時間を伸ばしていくことで週20時間以上の常用雇用への移行を目指します。

- ☆**対象者**：ハローワークに求人登録をしている精神障害者
- ☆**奨励金の額・期間**：1人当たり月額25,000円、最大12ヶ月
- ☆**支給の時期**：雇用開始から6ヶ月経過後及びステップアップ雇用期間終了後

グループ就労訓練

直ちに常用雇用を目指すことが困難な障害者が、指導員の支援のもとで数人のグループとなり企業内で訓練（厚生労働大臣告示で定める訓練基準を満たすもの）することで、常用雇用への移行を図るもの。

グループ就労訓練には次の4形態があります。

	内 容	対象者	助成率	限度額
請負型	社会福祉法人等が企業から業務を請け負い、障害者のグループに企業内で就労を通じた訓練を受講させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進する事業	身体障害者 知的障害者 精神障害者 である障害者のグループ	3 / 4	訓練担当者 1 人 月 24 万円(1 事業主につき 2 エットを限度)
雇 用 型	障害者のグループを雇用する事業主の事業所において、障害者のグループが就労することを通じて、当該事業主の雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業	(1 エットは 3 人以上 5 人以下)	4 / 5	訓練担当者 1 人 月 25 万円
派遣労働型	事業主等が、派遣元事業主として、その派遣労働者である障害者をグループで派遣し、派遣先において、就労することを通じて、当該事業主の雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業			
職場実習型	特別支援学校高等部 3 年生の障害者について、事業所において職場実習を行うことを通じて、当該事業主の雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業 実習期間：2 週間以上 2 ヶ月以内	身体障害者 知的障害者 精神障害者 である障害者のグループ (1 エットは 1 人以上 5 人以下)	—	1 エットにつき 日額 2,500 円 (1 ヶ月 5 万円を限度)

ジョブコーチによる支援

「ジョブコーチ」は、障害者と一緒に職場に入り、障害者が 1 人で作業ができるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるように支援を行います。

また、必要に応じて事業所や家族に対しても提案・助言を行います。

★支援について

雇用前支援：雇用前の「実習期間」に支援を行います。雇用後も引き続き一定期間の支援を行うことが可能

雇用と同時に：雇用されると同時に支援を開始

雇用後支援：すでに雇用されている障害者に不適應等の問題が生じた際に支援を開始

★支援期間：1 ヶ月以上 7 ヶ月以内（標準的な支援期間は 2～4 月程度）で必要に応じ設定

★費用：支援を受けるための費用は無料です。